郡山市
土曜日等共同保育ガイドライン

郡山市保育課

令和８年４月

目次

1　目的・・・

1　目的

本ガイドラインは、郡山市における認可保育所、認定こども園、地域型保育事業所、及び企業主導型保育事業（以下「保育所等」という。）において、保育所等の利用が少ない土曜日等に、複数の施設のこどもを 1 か所の施設で保育をする土曜日等共同保育の実施について、保育の質を確保しながら安心・安全に行うために、手続きや保育上の留意点について、基本的な考え方を定めるものです。

2　用語の定義

用語	定義
土曜日等共同保育	保育所等の利用が少ない土曜日・お盆期間・年末年始に、複数の施設のこどもを 1 か所の施設で保育すること。
実施施設	土曜日等共同保育を依頼施設から依頼されて実施する施設
依頼施設	実施施設へ土曜日等共同保育の実施を依頼する施設
お盆期間	8 月 13 日から 8 月 16 日までの期間
年末年始	12 月 26 日から 12 月 28 日及び 1 月 4 日から 1 月 5 日までの期間

3　手続き

（1）施設間での協議

土曜日等共同保育の実施に際し、実施施設と依頼施設で下記の事項を協議してください。協議内容としては以下のような項目が挙げられます。

実施日時　　：土曜日等共同保育を実施する日、時間
責任体制　　：事故が起きた際に、誰が責任を負うのか
費用負担　　：土曜日等共同保育の実施に係る経費を誰がどの程度負担するのか
職員配置　　：土曜日等共同保育の実施日の職員配置
緊急時の連絡体制：事故・災害発生時や、こどもが体調不良の時の連絡体制

（2）郡山市との事前協議

実施施設と依頼施設との間での土曜日等共同保育の実施方法に関する協議内容について、開始しようとする 90 日前までに、郡山市に事前協議を行ってください。
（この時点で、施設間の協定を締結する必要はありません。）

（3）保護者の同意

①土曜日等共同保育開始時
新たに土曜日等共同保育を開始する実施施設と依頼施設は、在籍する全てのこどもの保

護者に対し、土曜日等共同保育の実施について説明し、書面で同意を得てください。
土曜日等共同保育実施に係る同意と、個人情報の共有に係る同意が必要となります。
※実施施設・依頼施設の双方において、全員の保護者から同意が得られない場合は、土曜日等共同保育を行うことはできません。

②途中入所児童
年度途中で入所したこどもがいる場合、その保護者からも書面で同意を得てください。
※年度途中で入所したこどもの保護者から同意が得られない場合も、土曜日等共同保育を実施することはできません。

（４）協定書の締結
保護者全員からの同意が得られた後に、施設間で協定書の締結を行ってください。
※同一法人の施設間で土曜日等共同保育を行う場合は協定書の締結までは求めませんが、保護者全員からの同意は必要になります。

（５）土曜日等共同保育年間計画書の提出
郡山市ウェブサイトにある所定の様式により、「土曜日等共同保育年間計画書」を、土曜日等共同保育を開始する日から起算して 30 日前までに、添付書類と併せて保育課へ提出してください。

（６）運営規程・重要事項説明書の変更
郡山市との事前協議で土曜日等共同保育の実施に問題がないと判断された場合、実施施設・依頼施設の双方で運営規程と重要事項説明書の内容を変更してください。この際、変更届を別途、保育課へ提出してください。

（７）変更・終了時
土曜日等共同保育の実施施設・依頼施設に変更が生じる場合や、土曜日等共同保育の協定内容を変更する場合等、土曜日等共同保育の実施方法を変更する場合は、変更する日の 60 日前までに郡山市に事前協議をしてください。また、土曜日等共同保育を終了する場合も、終了する日の 60 日前までに郡山市に事前協議をしてください。
事前協議後、変更又は終了する日の 30 日前までに郡山市に土曜日等共同保育変更届又は土曜日等共同保育廃止届を提出してください。土曜日等共同保育の実施方法の変更時、土曜日等共同保育の終了時にも運営規程及び重要事項説明書の内容を変更し、保育課へ変更届を提出してください。

（８）土曜日等共同保育の継続

翌年度も継続して、土曜日等共同保育の実施を希望する場合は、翌年度を迎える前日までに「土曜日等共同保育年間計画書」を保育課へ提出してください。

4　給付

（１）土曜日等共同保育の取り扱い

土曜日等共同保育で、依頼施設のこどもを実施施設にて保育を実施した場合、依頼施設は公定価格の減額は行われません。減算の考え方は、どこの施設に在籍するこどもが保育を受けているかに基づきます。

（２）土曜閉所減算

保育所等が土曜日に保育を提供しない場合には、給付費の減額調整が行われます。
※利用希望があった当日に、体調不良等で急遽欠席した場合は、開所として取り扱い減算はされませんが、前日までのキャンセルで、出席するこどもがいない場合は減算となります。
※年末年始（12 月 29 日から 1 月 3 日）の間にある土曜日については、閉所した場合であっても減算は適用されません。

5　保育上の注意点

（１）保育士配置

実施施設、依頼施設ともに土曜日等共同保育の実施にあたっては、各施設の保育士を常時 1 名以上配置してください。（自施設のこどもが降園し、児童数が０になった場合はこの限りではありませんが、配置基準を下回ることはできません。）

（２）個人情報の取扱いについて

土曜日等共同保育の実施にあたっては、個人情報を共有する必要があります。個人情報の共有についても、全ての保護者に説明し、全員からの同意を得る必要があります。

土曜日等共同保育で知り得た情報は、それ以外に利用することはできません。

（３）給食について

土曜日等共同保育の実施にあたっては、実施施設で調理し、給食を提供することになります。献立の共有や、配慮事項等についても施設間で密に情報共有してください。

（４）アレルギー児の対応について

アレルギー食品の内容や依頼施設での給食の対応等、アレルギー児の対応に必要な情報は依頼施設から実施施設へ適切に共有してください。普段保育をしていないこどもへの対応も想定されるため、より丁寧な確認を行い、注意を払ってください。

（５）費用徴収

土曜日等共同保育の実施にあたり、追加でかかる費用の保護者からの徴収は原則として認められません。

（※土曜日に延長保育を実施している場合、延長保育料の徴収は可能です。また、行事や園外保育の実費分を保護者から徴収することは可能です。）

土曜日等共同保育に関するＱ＆Ａ

≪目次≫

1　実施について

（１）土曜日等共同保育とはどのようなものを想定しているのか。・・・・・・・・・・・7
（２）設置法人が異なる施設同士でも共同保育の実施は可能なのか。・・・・・・・・・7
（３）協定書は共同保育実施にあたっては必ず締結しなければならないのか。・・・・・7
（４）協定書に記載する事項は決まっているのか。・・・・・・・・・・・・・・・・・7
（５）土曜日の保育を利用する保護者にのみ同意をもらえば実施可能か。・・・・・・・7
（６）施設間で、保育時間が異なる場合、どちらかに合わせなければならないのか。・・8
（７）利用希望を確認したところ、実施施設の利用定員を超えてしまった。共同保育の
　　実施は可能か・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
（８）共同保育実施時には実施施設、依頼施設どちらの保育士も配置が必要か。・・・・8
（９）緊急時の連絡体制とはどのようなものを整備すればよいか。・・・・・・・・・・8
（10）保護者から費用徴収はできるか。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9
（11）共同保育を実施した場合、依頼施設は閉所扱いとなり給付費は減算となるのか。・9
（12）保育課への「土曜日等共同保育年間計画書」はいつまでに提出が必要か。・・・・9

2　保育について

（13）給食の提供についてはどうなるか。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
（14）アレルギー児への対応として弁当の持参を依頼することは可能か。・・・・・・・10
（15）土曜日に行事等があり、実施施設で共同保育が実施できない場合は、依頼施設で
　　保育をしてもらうことは可能か。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
（16）依頼施設Ａから依頼施設Ｂに、直接保育状況等の照会を求めることは可能か。・・10

1　実施について

（１）土曜日等共同保育（以下「共同保育」という。）とは、どのようなものを想定しているのか。

土曜日等共同保育とは、土曜日やお盆期間又は年末年始の出席児童が少ない場合に、近隣の保育所等が連携し、１か所の保育所等において共同で保育を行うことです。

（２）設置法人が異なる施設同士でも共同保育の実施は可能なのか。

設置法人が異なる施設同士で、共同保育を行うことは可能です、その際には、実施の方法等を施設間で十分に協議し、協定書の締結が必須となります。

（３）協定書は共同保育実施にあたっては必ず締結しなければならないのか。

同一法人内の施設同士（例：本園と分園）での実施であれば、協定書の締結までは求めません。ただし、土曜日等の保育の実施場所や送迎場所等の保育内容については、重要事項説明書に記載し、保護者へ説明・同意をもらってください。

設置法人が異なる保育施設で共同保育を実施する場合は、協定書の締結が必須となります。

（４）協定書に記載する事項は決まっているのか。

協定書の中には、共同保育実施にあたっての施設間の費用負担や、緊急時の連絡体制、責任の所在等の項目を記載していただくようになります。市ウェブサイトに協定書のひな型を掲載してあります。そちらを参考に施設間で協議のうえ協定書を締結してください。

（５）土曜日の保育を利用する保護者にのみ同意をもらえば実施可能か。

現在、土曜日に保育施設を利用していないこどもも保育の必要性の認定を受けており、今後の家庭、保護者の就労の事情等により、土曜日の保育を利用する可能性があるため、共同保育の実施にあたっては、在籍する児童の保護者全員から同意を得る必要があります。

全員から同意がもらえない場合は、共同保育の実施はできません。

（６）施設間で、保育時間が異なる場合、どちらかに合わせなければならないのか。

共同保育実施にあたっては、実施施設に適用される基準を遵守していただく必要があります。保育時間も基本的には実施施設の開所・閉所時間が適用されることとなるため、依頼施設は保護者へ対しても丁寧な説明を行ってください。

（７）利用希望を確認したところ、実施施設の利用定員を超えてしまった。共同保育の実施は可能か。

（６）に記載のとおり、共同保育の実施にあたっては実施施設の基準（定員、面積等）が適用されるため、定員を超えての共同保育は実施できません。その場合は通常通り、各施設で保育することが想定されます。

（８）共同保育実施時には実施施設、依頼施設どちらの保育士も配置が必要か。

共同保育実施時には、児童・保護者の心理的不安を軽減するためにも、常時１名以上、依頼施設の保育士も配置することとします。ただし、自施設の児童が降園し、０になった場合はその限りではありませんが、全体としての職員配置基準を下回ることはできません。

（９）緊急時の連絡体制とはどのようなものを整備すればよいか。

共同保育実施中に、発生した事故やケガ、地震等の災害時において、連絡体制のフローや、対応フローを施設間で協議し、共通理解のもと対応に当たることができると想定しています。様式は任意です。

（10）保護者から費用徴収はできるか。

原則として、共同保育にかかる経費について、保護者から徴収することは認められません。
※土曜日に延長保育を実施している場合、延長保育料の徴収は可能です。

（11）共同保育を実施した場合、依頼施設は閉所扱いとなり給付費は減算となるのか。

共同保育実施時に依頼施設を開けなくても、実施施設において自施設の児童に対し保育を提供していれば、減算の対象にはなりません。

ただし、実施施設において、依頼施設の児童の出席が無く、保育を提供しなかった場合は依頼施設の職員を配置していたとしても減算の対象となります。（ただし、出席予定だった児童が、急な体調不良等により急遽欠席になった場合（当日に連絡があった場合）は「開所」として取扱い、減算の対象とはなりません。）

なお、この取り扱いは土曜日等共同保育特有のものではなく、通常の土曜日の保育でも同様の取扱いです。

（12）保育課への「土曜日等共同保育年間計画書」はいつまでに提出が必要か。

共同保育を開始しようとする日から起算し 30 日前までに、「土曜日等共同保育年間計画書」と同計画に記載した添付資料を併せて、市保育課へ届出してください。

2　保育について

（13）給食の提供についてはどうなるか。

給食の提供については、自園調理が前提となりますので、実施施設において調理することとなります。その際、他施設に在籍している児童へのアレルギー除去食対応も想定されますので、施設間の情報共有を密にしていただき、より丁寧な対応が必要です。

（14）アレルギー児への対応として弁当の持参を依頼することは可能か。

共同保育実施にあたっても、これまで各施設で実施していたとおり、給食によるアレルギー除去食対応が前提となるため、保護者に対し弁当の持参を依頼することはできません。
必要な情報を共有し対応してください。

（15）土曜日に行事等があり、実施施設で共同保育が実施できない場合は、依頼施設で保育をしてもらうことは可能か。

行事やイベント等で共同保育を実施できない場合は、各施設において保育を提供することとなります。保護者に対して急なお知らせとならないよう、余裕をもって事前にご説明ください。

（16）依頼施設Ａから依頼施設Ｂに対し、直接保育状況等の照会を求めることは可能か。

保育状況等の照会ができるのは実施施設のみとします。実施施設が依頼施設に対し、照会した保育状況等を、児童の福祉向上を図ることを目的とし、共有して保育を行ってください。
なお、保育状況等の照会について全ての保護者への同意が必要であり、土曜日等共同保育の実施以外に利用することはできません。

改訂履歴	
令和８年４月	初版作成